

環 境 基 準 等

1 大 気

(1) 大気汚染に係る環境基準及びその評価方法

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法	
		短 期 的 評 価	長 期 的 評 価
二酸化 いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下	年間の 1 日平均値の 2 % 除外値が 0.04 ppm 以下
二酸化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。		1 日平均値の年間 98% 値が 0.06 ppm 以下
光化学 オキシ ダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	1 時間値が 0.06 ppm 以下	
浮 遊 粒子状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下	年間の 1 日平均値の 2 % 除外値が 0.10 mg/m ³ 以下
微 小 粒子状 物 質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。		(短期基準) 1 日平均値の年間 98% 値が 35 µg/m ³ 以下 (長期基準) 1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下
一酸化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下	年間の 1 日平均値の 2 % 除外値が 10 ppm 以下
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 µm 以下のものをいう。 4 微小粒子状物質とは、浮遊粒子状物質のなかで、粒径が 2.5 µm 以下のものをいう。 5 光化学オキシダントについては、令和 8 年 4 月 1 日に環境基準が改正された。			

(2) 大気汚染緊急時発令基準

物 質	注 意 報 基 準	警 報 基 準
硫 黄 酸 化 物	次のいずれかに該当する場合 ア 0.2 ppm 以上が 3 時間継続した場合 イ 0.3 ppm 以上が 2 時間継続した場合 ウ 0.5 ppm 以上になった場合 エ 48 時間平均値が 0.15 ppm 以上になった場合	次のいずれかに該当する場合 ア 0.5 ppm 以上が 3 時間継続した場合 イ 0.7 ppm 以上が 2 時間継続した場合
浮 遊 粒 子 状 物 質	2.0 mg/m ³ 以上が 2 時間継続した場合	3.0 mg/m ³ 以上が 3 時間継続した場合
一 酸 化 炭 素	30 ppm 以上になった場合	50 ppm 以上になった場合
二 酸 化 窒 素	0.5 ppm 以上になった場合	1 ppm 以上になった場合
オキシダント	0.12 ppm 以上になった場合	0.4 ppm 以上になった場合

備考

- 1 濃度の表示は特にことわりのない限り 1 時間平均値とする。
- 2 注意報又は警報の基準に該当し、かつ、気象条件からみて大気の汚染の状況が継続すると認められるときに、該当地域に注意報又は警報を発令する。
- 3 注意報又は警報の基準未滿が 2 時間継続し、気象条件から緊急事態を脱したと認めるときに、注意報又は警報を解除する。警報を解除したときは、注意報に切り替える。

(3) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の注意喚起の判断基準

ア 注意喚起の判断基準

1 日平均値が暫定的な指針となる値を超えると予想される場合

(ア) 注意喚起を行う暫定的な指針となる値

1 日平均値：70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

(イ) 注意喚起を行う判断方法

a 午前中の早めの時間での判断方法

当該日の午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

b 午後からの活動に備えた判断方法

当該日の午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

※ 1 時間値の平均値は、測定局単位で計算する。

※ 県内測定局のいずれか 1 局でも超えれば県内全域に注意喚起を行う。

イ 注意喚起の解除

当該日の 24 時をもって自動解除

(4) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。
備考	
環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	

2 水 質

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	
	人の健康の保護に関する 環境基準（健康項目）	地下水の水質汚濁に係る 環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	左記に同じ
全シアン	検出されないこと	〃
鉛	0.01 mg/L 以下	〃
六価クロム	0.02 mg/L 以下	〃
砒素	0.01 mg/L 以下	〃
総水銀	0.0005 mg/L 以下	〃
アルキル水銀	検出されないこと	〃
P C B	検出されないこと	〃
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	〃
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	〃
クロロエチレン	なし	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	左記に同じ
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	なし
1,2-ジクロロエチレン	なし	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	左記に同じ
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	〃
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	〃
チウラム	0.006 mg/L 以下	〃
シマジン	0.003 mg/L 以下	〃
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	〃
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	〃
セレン	0.01 mg/L 以下	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	〃
ふっ素	0.8 mg/L 以下	〃
ほう素	1 mg/L 以下	〃
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	〃

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1 mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	20 CFU/100 mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2 mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	300 CFU/100 mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3 mg/L	25 mg/L	5 mg/L	1,000 CFU/100 mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5 mg/L	50 mg/L	5 mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上	8 mg/L	100 mg/L	2 mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10 mg/L	ごみ等の 浮遊が認められないこと。	2 mg/L	—
		8.5以下	以下		以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100 mL以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300 CFU/100 mL以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100 mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 本県の水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）

曾木川、細見川、谷之木川、大平川上流の水域に属する地点

イ 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n－ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上	2 mg/L	7.5 mg/L	20 CFU/100 mL	検出されないこと。
		8.3以下	以下	以上	以下	
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上	3 mg/L	5 mg/L	－	検出されないこと。
		8.3以下	以下	以上		
C	環境保全	7.0以上	8 mg/L	2 mg/L	－	－
		8.3以下	以下	以上		

備考

1

基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。

2

いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100 mL 以下とする。

3

大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))／100 mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 本県の自然環境保全を利用目的としている地点
 日豊海岸国定公園地先海域、北浦湾、日南海岸国定公園区域内の海域に属する地点

3 ダイオキシン類

(1) 大気の汚染等に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考 1 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 また、土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 2 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 3 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 4 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用する。 5 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壤については適用しない。	

(2) 特定施設に係る排出基準

特定施設の種類				基 準 値		
				新設施設	既存施設	
大気基準適用施設	アルミニウム合金製造施設			排出ガス	1 ng-TEQ/m ³	5 ng-TEQ/m ³
	廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/h 以上		0.1 ng-TEQ/m ³	1 ng-TEQ/m ³
			2 t/h～4 t/h		1 ng-TEQ/m ³	5 ng-TEQ/m ³
			2 t/h 未満		5 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
水質基準適用事業場	硫酸塩パルプ漂白施設			排水	10 pg-TEQ/L	
	廃棄物焼却炉に係る	湿式集じん施設				
		ガス洗浄施設				
		灰貯留施設				
	下水道終末処理施設					
	共同排水処理施設					

- (注) 1 上記の特定施設は、本県に存在する施設のみを記載している。
 2 「既存施設」とは、ダイオキシン類対策特別措置法の施行（平成 12 年 1 月 15 日）の際、現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいう。ただし、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積 2 m² 以上又は焼却能力 200 kg/h 以上）については、「新設施設」の基準が適用される。